

茨城大学地域総合研究所年報投稿規定

- (1) 投稿資格：「茨城大学地域総合研究所年報」（以下「年報」）への投稿は茨城大学地域総合研究所所員（以下「所員」）に限る。ただし、次の者は、「所員」との共著の場合を原則として投稿できるものとする。なお、「所員」以外の者が単著で原稿の投稿を希望する場合には、所員会議における審議を必要とする。
 - a. 学生（学部学生・大学院生）
 - b. 所員以外の研究者（非常勤講師などを含む）
- (2) 原稿の種類：投稿原稿はいずれも未発表のものとし、その種類は「論文」・「研究ノート」・「翻訳」・「書評」・「講演・シンポジウム報告」等とする。「論文」は実証的または理論的研究の成果で高度のオリジナリティを有するものとする。「研究ノート」は簡単な調査報告、一連の研究の中間報告、予察的な研究報告、などとする。「翻訳」は外国語で書かれたものを日本語に翻訳したものとする。その際、著作権者の許可を得るものとする。「書評」は地域総合研究所の研究活動に関連の深いものを対象とする。「講演・シンポジウム報告」は、地域総合研究所主催の講演会やシンポジウムの報告とする。
- (3) 原稿の枚数：原稿枚数は、日本語の場合には原稿用紙換算で400字詰80枚まで、外国語の場合にはA4判用紙ダブルスペース30枚まで、を原則とする。前記80枚ならびに30枚を越えた原稿に関しては、編集委員会は編集作業の都合によって、枚数の削減や分割掲載を求めることができる。
- (4) 原稿の提出：原稿提出の際には、「原稿届」に必要事項を記入し、原稿に添付して提出期限までに、年報編集委員に提出する。投稿原稿は完成原稿であること、ワープロ原稿を原則とし、原稿及びフロッピーディスクを提出すること。校正作業時の加筆ならびに修正は認めない。
- (5) 原稿の採否：投稿論文の採否は、読者の意見を踏まえて編集委員会が決定する。
- (6) 図表等：図表等の割付は執筆者が行う。図表等は別紙に書き、本文中に図表等を入れる位置を指示すること。
- (7) 注・文献：注や文献は本文のあとにまとめて記すこと。
- (8) 校正：校正は二校までを著者校正とし、あとは責任校とする。
- (9) 抜刷：抜刷は50部までを地域総合研究所の負担とし、それ以上を希望する場合は個人負担とする。

1998年11月20日 地域総合研究所所員会議決定